



平成 23 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社N F Kホールディングス
代表者名 代表取締役社長 関口 陽介
(J A S D A Q ・ コード 6494)
問合せ先責任者 役職・氏名 取締役 清見 義明
電話 045-575-8000

当社元役員に対する損害賠償請求に関するお知らせ

当社は、下記のとおり当社元役員に対し、損害賠償を請求することといたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、平成22年9月16日付「調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせのとおり、企業コンプライアンスの確立に向け、当社監査役3名による内部調査委員会ならびに当社と利害関係のない外部の専門家3名（弁護士2名、公認会計士1名）による外部調査委員会を設置して過去の事案について調査しております。同調査委員会は平成23年2月に第1回目の中間報告を行い（平成23年2月18日付「調査委員会中間報告書受領のお知らせ」）、その後も継続して調査委員会を3回開催し、第1回目の中間報告内容の精査・再確認や平成20年3月期における連結子会社に関する損失の件について調査・検討などを行ってまいりましたが、今般、平成22年3月期決算において特別損失計上に至った「匿名組合契約に係る投資有価証券評価損」および「B社への貸付およびその他の債権回収」の2つの事案については、その後付加修正すべき事実は発見されないため第1回目の中間報告書の内容にて確定する旨の第2回目の中間報告が行われ、当社は当該報告書を受領いたしました。（なお、同調査委員会につきましては、引き続き、平成20年3月期に発生した特別損失の各事案について調査検討を継続しております。）

調査委員会から提出された当該報告書では、平成22年3月期決算において投資有価証券評価損として特別損失計上に至った匿名組合契約について、主観的には当社の利益のために行なったものと認められるものの、その合理性についての具体的な情報収集・調査・検討がなされたとは認め難く、本件承認決議に賛成した各取締役には相応の責任があるといった旨の意見が、また、本件取締役会に出席した各監査役についても、「限定的」とはいえ責任があるといった旨の意見が報告されております。当社監査役会は、その内容について当社顧問弁護士等の専門家を交えて慎重に検討した結果、当時の取締役・監査役全員に対し、匿名組合契約にて当社が被った1億4千万円の損害について賠償を請求するように、当社代表取締役に提言いたしました。

同提言を受けて、当社代表取締役は本件を当社取締役会に諮った結果、調査委員会からの報告書ならびに監査役会の意見も踏まえ、企業としての社会的責任を明確に遂行するためにも毅然とした態度で臨むことが必要不可欠であり、取締役会としても監査役会の提言に異存はないことを本日確認し、当時の取締役・監査役全員に対して損害賠償を請求することといたしました。

なお、損害賠償請求の対象となる元取締役および元監査役は以下のとおりです。

【元取締役】

城寶 豊、久保田 隆、キム・ジョンウォン、田中 耕

【元監査役】

保田 力、山岸 照寛、光成 卓郎

また、調査委員会からの第2回目の中間報告書につきましては別紙のとおりでございます。

(添付の調査報告書は、調査委員会が当社に提出した調査報告書を個人名及び取引先名を記号化する等の修正を行っております。)

以上

調査委員会 中間報告書（2）

平成 23 年 5 月 23 日

株式会社N F Kホールディングス 御中

調査委員会

外部調査委員 武内 秀明

同 阿部 海輔

同 高石 哲

内部調査委員 岡崎 稔

同 笹原 信輔

同 辻 高史

当委員会の調査につき、次のとおり中間報告します。

第1 匿名組合出資金の損失の件及びB社への貸付金の件

匿名組合出資金の損失の件及びB社への貸付金の件については、平成23年2月14日付中間報告書「第3」及び「第4」に記載した事項につきその後付加修正すべき事実は発見されないので、本中間報告書をもって調査を終了する。

第2 平成20年3月期における連結子会社に関する損失の件

平成20年3月期における連結子会社に関する損失の件については、調査対象となる資料の相当部分が捜査当局の管理下にあること、聴取調査の対象者が相当数にわた

り、協力を得られるか否かも明確でないこと等の事情のため、調査になお時間を要すると考えられること、その主要な問題点のひとつである株式会社ユニバーサルハウジングの不動産取引に係る出金に関し、第一審判決（東京地方裁判所平成21年（ワ）第31578号損害賠償反訴請求事件。平成23年1月27日判決言渡し）において当社の主張を斥ける判決がなされた後、控訴審での審理が継続中であり、本件に関する当委員会の見解を確定するにあっても控訴審裁判所の判断を確認する必要があること等の事情に鑑み、今後も継続的に調査を行い、随時その内容を報告するものとする。

以上